



国際的に広がるとりくみ。

グローバル化する平和や人権の問題に対応し、さまざまな国際問題に積極的にとりくむことが求められています。

えひめ丸事件などアメリカ軍による犯罪行為の追求、国際的な反戦運動や社会運動への参加と発言、国連規約人権委員会における政府報告書へのカウンターレポート作成、裁判における国際人権法の実践、アメリカの「ナショナル・ロイヤーズ・ギルド」(National Lawyers Guild)や韓国の「民主社会のための弁護士集団」(韓国民弁)などの進歩的法律家団体との交流など、国際問題において自由法曹団の活躍する場は、非常に広範囲にわたっています。

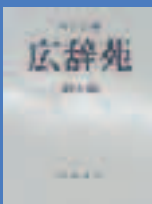
多くの問題が、すでに一国だけでは解決できなくなっている今日、自由法曹団による国際問題へのとりくみは、今後いっそう重要となるでしょう。



ピーター・アーリングダー氏とともに
アメリカの進歩的弁護士団体
ナショナル・ロイヤーズ・ギルド元議長
C.Peter Erlinde(ピーター・アーリングダー)氏

大企業主導のグローバリゼーションが急速に進むなか、人権や平和を基礎にした「民衆のグローバリゼーション」が求められています。日本の民衆の弁護士、自由法曹団がその先頭に立つことを期待しています。国境を越えた課題は多く、私も皆さんと一緒に活動するのを楽しみにしています。

自由法曹団は、1921年(大正10年)神戸における労働争議弾圧に対する調査団が契機となって結成された弁護士の団体です。
現在、自由法曹団には、1,700名の弁護士が加入し、全国で38の支部でそれぞれ活躍しています。全国に団員のいない都道府県はありません。



広辞苑でも「大衆運動と結びつき、労働者・農民・勤労市民の権利伸張を旗印とする」と紹介されています。



韓国・仁荷大学教授 李京柱(イ・キョンジュ)氏

2005年5月山形集会に参加しました。なんと80年を超える超長い歴史、500人を超える超多くの参加者、超熱心な弁護士達の姿に超超びっくりしました。労働争議をきっかけに結成された人権擁護団体らしく様々な議論、輝かしい闘争の実績があること、それからみんな素直!忘れられない!これから韓国の人権擁護団体とも親しくしていきましょう。

Japan Lawyers Association for Freedom

自由法曹団

【自由法曹団の出版活動】

自由法曹団では、さまざまな書籍やパンフレットを発行しています。近年の出版物の一部を紹介します。



自由法曹団物語(上・下) 自由法曹団編・日本評論社発行
憲法判例をつくる 自由法曹団編・日本評論社発行
新くらしの法律相談ハンドブック 自由法曹団編・旬報社発行
有事法制とアメリカの戦争 自由法曹団編・新日本出版社発行

規約(抄)

- 第1条(名称) この団体は自由法曹団と称する。
- 第2条(目的) 自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする。 団は、あらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう。
- 第3条(団員) 進歩と自由をねがい、人民の権利をまもることを志す弁護士で、前条の目的達成に協力する者は、団員となることができる。新に入団する者は、団員2名以上の紹介をもって申込み、幹事会または常任幹事会の承認を要する。弁護士以外の法律家で、とくに入団を希望する者は、前項の手續をへたのち、総会の承認により団員となることができる。

連絡先 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-28 D IKマンション201号
TEL 03-3814-3971 FAX 03-3814-2623
http://www.jlaf.jp/

自由法曹団への招待

平和と人権の未来をひらく。
そんな弁護士をめざしませんか。

www.jlaf.jp



since 1921

Japan Lawyers Association for Freedom

Association for Freedomの誘い。

平和や人権があぶないというときに、まず声を上げるのが自由法曹団です。

社会の中で困っている人たちの人権を救済するために、私たちは、事実をみつめ、被害者の声に耳を傾け、現場に足を運ぶとりくみを行ってきました。えん罪や警察による不当な人権侵害、過労死や公害問題など、人権の救済を求める人がいるところ、私たち自由法曹団の弁護士がいました。

法律問題は広く政治や社会の問題と深く結びついています。立法や行政に働きかけ、時には異議を申し立てることも必要です。そして、今、平和憲法が危機に瀕しています。私たちは、人権を侵害する悪法を許さないとりくみや平和憲法を守り活かすとりくみも積極的に行なっています。

現実には人権の救済を勝ちとるには、一人一人の弁護士が力を寄せあい、さまざまな能力や知識・経験を出し合い、民衆とともにとりくむことが必要になります。その中から弁護士としての技術も磨きかけられ、仕事にとりくむ生き甲斐も実感できます……そんな弁護士の団体、自由法曹団に、あなたも参加してみませんか。



since 1921

自由法曹団創立80周年記念総会の様子(2001年10月)

いのちと人間の尊厳、環境をまもって



人間回復の命をかけたハンセン病回復者のたたかいや HIV 被害訴訟に、ともに立ち上がり、支え合った弁護士の中に、多くの自由法曹団の弁護士がいました。

大気汚染、基地騒音、アスベスト
私たちの健康と居住環境を破壊する
公害被害を救済し、豊かな生活を取り

戻す訴訟にも、自由法曹団の多くの弁護士がとりくんでいます。無用なダムや高速道路の建設中止、ジュゴンやアマミノクロウサギなどの自然保護運動など、多彩な環境問題にもとりくんでいます。

市民のいのちと人間の尊厳を守る
活動において、専門的な知識や経験を



ハンセン病国家賠償訴訟 1999年3月27日朝日新聞掲載記事)
HIV訴訟・人間の鎖 厚生省(当時)を包囲して。

駆使用するエキスパート集団として、人権侵害に苦しむ人々のとなりでともにたたかう集団として活躍するのが私たち自由法曹団です。



サンフランシスコ連邦地方裁判所で、ラムズフェルド国防長官を被告とする沖縄のジュゴン裁判が進んでいる。(写真:北限のジュゴンを見守る会)



収用手続を一時ストップさせた圏央道の建設。(写真:読売新聞)

私たち自由法曹団は、事件活動だけでなく、人権を抑圧するような悪法の制定を許さないために、リーフレットを作成したり、国民に法案の問題点を広め、議員に意見を申し入れる活動などもしています。

権力による人権侵害と対決して



再審布川事件。1967年に発生した殺人事件で犯人とされた桜井昌司と杉山卓郎は無実を主張したが、無期懲役の刑が確定し服役。2005年9月21日、水戸地裁土浦支部で再審開始決定。

罪を犯していない人を有罪とすることは、国家による最大の人権侵害です。

自由法曹団では、多くのえん罪事件の弁護を行ない、白鳥事件、布川事件など、開かずの門といわれる再審の扉を開く活動をしてきました。

最近、政治的なピラをポストिंगした人たちが、住居侵入罪や国家公務員法違反で起訴されるなど表現の自由を弾圧する事件が頻発しています。自由法曹団の弁護士は、このような権力による人権の侵害を許さない活動にもとりくんでいます。

格差社会を許さず、働く人の権利をまもって



リストラの嵐が吹き荒れ、非正規の不安定雇用が拡大し、格差社会が広がっています。過労死・過労自殺が後を絶たず、長時間労働はいっそうに改善されません。未来を展望できずにニートや少子化現象まで起きています。

自由法曹団は、働く人の命と権利を

まもるために、各地で解雇や過労死、残業代請求、不当労働行為などさまざまな事件にとりくみ、多くの判例を勝ち取っています。

芝信用金庫男女賃金・昇格差別事件や、NTTの「構造改革」リストラに反対した労働者に対する配転命令の無効確



NTT 11万人リストラに対して全国7地裁で提訴。(2002年9月25日、東京地裁への提訴後の記者会見)

野村證券男女賃金・昇格差別事件。2004年10月15日東京高裁にて、1審判決を越える勝利和解。裁判所前で弁護団とともに。

認訴訟など全国的な大型事件にもとりくんでいます。

また、働く人たちとともに、労働法制の改悪に反対し、よりよい法制度づくりのために意見を発表する活動も行っています。

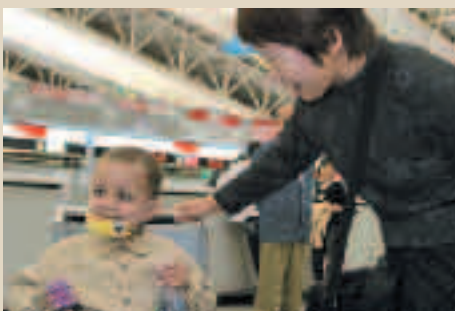
憲法が活かされ、平和と人権が花開く社会をめざして



私たちの日本国憲法は、基本的人権の尊重、非武装平和主義、国民主権などの理念をかかげるすばらしい憲法です。私たち自由法曹団は、平和な社会を築き、人権が花開く社会を目指して、憲法を守り活かすさまざまな活動に

とりくんでいます。基地の騒音被害訴訟や沖縄反戦地主の訴訟のほか、さまざまな平和活動を行う任意団体、NGOなどとも協力し、憲法と平和を守り活かすとりくみも行ってきます。ひと昔では想像しなかった「憲法

改正」というテーマが声高に語られる今、この国が世界の中で平和の旗手となるのか、「普通の国」とされる戦争国家となるのか分岐点に立たされています。私たち自由法曹団は、憲法と平和を守り活かす活動にとりくんでいます。



イラク人少年と小野万里子弁護士。米軍のイラク攻撃で劣化ウラン弾が原因と疑われる白血病が激増。白血病の少年を救うセイブ・イラクチルドレン・名古屋のとりにくみ。

米軍横田基地。1996年、横田基地に離発着する航空機騒音に曝されている周辺住民約6000名が夜間飛行の差止めと損害賠償を求めて国家賠償請求訴訟を提起。

私と自由法曹団 当事者からの声



ジュゴンの海よ、命どう宝
大西 照雄 (沖縄反戦地主)

ジュゴンの住む辺野古の海に新たな基地を認めることはできません。私も反戦地主の一人として沖縄で米軍用地の収用に反対し、自由法曹団の弁護士さんとともに、基地に反対するたたかいを進めてきました。平和と豊かな環境をまもるために、力をあわせていきたいと思っています。



えん罪のない社会を
桜井 昌司 (再審布川事件・元被告)

再審布川事件を通じて、正義や真実は、決して法によって守られるのでは無く、それを守らんと闘う人々によって守られるのだと、私は教えられました。

自由法曹団の長い歴史を支えられたすべての自由法曹団の弁護士さんに感謝し、更に完全勝利の日まで頑張ります。

ありがとうございました。



働く女性に平等を
藤沢 真砂子

(岡谷鋼機女性差別事件・原告)

「平等は世界の流れ」と格好つけた私たちの裁判は、当初の甘い予想を越え、10年3ヶ月でやっと和解解決。今の感想は「アア、面白かった」。そう思えるのも10年余、

つねに原告に寄り添い、導いて下さった自由法曹団の弁護士さんのお蔭です。

若手弁護士からの メッセージ



自由法曹団の効用
弁護士 後藤 富和 (55期・福岡)

自由法曹団に入っているだけで、その弁護士が素晴らしいわけではないし、団に入らなければ人権擁護活動ができないわけではない。

では、なぜ、団に入るのか、それによって得られるメリットとは何か。私は、自由法曹団の弁護士とともに事件にとりくんだり、総会や5月集会に参加する中で、全国の団員のとりくみから、知恵と勇気を吸収することができた。私は、これが団の効用だと考えている。

知恵と勇気の結晶こそ、団の魅力である。



自由法曹団と出会って
弁護士 川口 彩子 (55期・神奈川)

有事法制の関連法案が出されそうになっているとき、自由法曹団の先輩と一緒に国会を回りました。

「何かしたい。しなくては」と思っている、一人ではなかなかできないとき、経験ある自由法曹団の先輩にリードしてもらうことによって、私にでもできることがありました。

信頼できる先輩と出会い、理論面でも運動面でも多くのことを学んでいけるのが自由法曹団です。これからも信頼できる先輩から学んでいきたいと思っています。